

八王子市生ごみ処理機器等購入費補助金交付要綱

令和6年(2024年)4月1日 施行

(目的)

第1条 この要綱は、市内の家庭から排出される厨芥類(以下「生ごみ」という。)の自家処理を促進するために、生ごみ処理機器等を購入する者に対するし、予算の範囲内で交付する補助金(以下「補助金」という。)の交付について、補助金等の交付の手續等に関する規則(昭和35年八王子市規則第19号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「生ごみ処理機器等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 生ごみたい肥化容器

土中の微生物や発酵促進剤等を利用することで生ごみの減量やたい肥化が可能な、電気を使用しない種類の容器(付属品一式を含む)。ただし、(3)に規定するものを除く。

(2) 発酵促進剤

生ごみの発酵を促進するもの。

(3) ダンボールコンポストセット

ダンボール箱を利用して生ごみを堆肥化するために専用に作られた製品(付属品一式を含む)。

(4) 基材

ダンボールコンポスト専用の基材。

2 前項の規定にかかわらず、市内の家庭から排出される生ごみの自家処理を促進する処理機器等として、市長が認めるもの。(電気を使用するものを除く)

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、八王子市に住民登録がある者で生ごみ処理機器等(中古品を除く。以下同じ。)を購入し、市内に設置した後、継続的に使用する者とする。

2 八王子市暴力団排除条例に基づき、補助金を交付することが、暴力団の活動を助長する事に繋がる可能性がある者は交付対象外とする。交付対象者が暴力団であるかを確認する必要がある場合は、所轄の警察署へ照会し、交付決定後に暴力団の利益となる使用であることが判明した場合は、交付を取り消し、補助金を返還するものとする。

(補助金の対象及び額)

第4条 補助金の対象及び額は、次の各号に掲げる生ごみ処理機器等の区分に応じ、それぞれ各号に定める額とする。

(1) 生ごみたい肥化容器

同一生計世帯において年度ごとに2基を限度とする。補助金の額は、その購入金額の2分の1に相当する額とし、限度額は年度ごとに20,000円とする。

(2) 発酵促進剤

補助金の額は、その購入金額の2分の1に相当する額とし、限度額は同一生計世帯において年

度ごとに2,000円とする。

(3) ダンボールコンポストセット

同一生計世帯において、年度ごとに4セットを限度とする。補助金の額は、その購入金額の4分の3に相当する額とし、限度額は年度ごとに10,200円とする。

(4) 基材

同一生計世帯において、年度ごとに4個を限度とする。補助金の額は、その購入金額の4分の3に相当する額とし、限度額は年度ごとに4,700円とする。

2 前項の規定により算定した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 前条第1項各号の規定に基づく補助金の交付を受けようとする者は、生ごみ処理機器等の購入後1年以内に、生ごみ処理機器等購入費補助金交付申請書兼支払金口座振替依頼書及び委任状(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、前条第1項第2号に規定する発酵促進剤については、同項第1号と同時に申請しなければならない。

(1) 生ごみ処理機器等を購入したことを証明する領収書(購入者名・購入店・購入日・購入品名・購入金額が記載されたもの)又は市長がこれに相当すると認めたもの。

(2) 保証書の写し又は取扱説明書の写し。ただし、前条第1項第2号及び第4号については不要とする。

(3) 前条第1項第4号に規定する基材については、ダンボールコンポスト専用であることがわかる書類。

2 前条第1項第3号及び第4号の規定に基づく補助金の交付に関する事務は、第6条の規定による代理人(以下「代理人」という。)に委任することができる。代理人が補助金の交付申請をするときは、ダンボールコンポスト等購入費補助金交付代理申請書兼支払金口座振替依頼書(代理人専用)(第3号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 補助金の交付を受けようとする者の委任状(第3号様式添付書類①)

(2) 委任者の同意書兼宣誓書(第3号様式添付書類②)

(3) 前項第1号及び第3号で規定する書類

(代理人の指定)

第6条 前条第2項で規定する代理人の指定を受けようとする者は、生ごみ処理機器等購入費補助金交付事務代理人申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の規定により申請があったときは、市が別に定める代理人の指定基準に基づき、速やかに代理人の指定の可否を決定し、生ごみ処理機器等購入費補助金交付事務代理人決定(却下)通知書(第5号様式)により申請者に通知するものとする。

(交付決定)

第7条 市長は、第5条の規定により交付申請を受けたときは、内容を審査し、適当と認めたときに、生ごみ処理機器等購入費補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知する。ただし、受付方法等については別に定める。

(補助金の請求及び受領)

第8条 補助金の交付決定通知を受けた申請者は、市長が指定する方法により補助金を請求し、その交

付を受けるものとする。

(交付決定の取り消し)

第9条 市長は、第7条の規定による補助金の交付決定がなされた者（以下「被交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定等を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、別に期限を定めて、被交付決定者に対しその返還を命ずることができる。

2 被交付決定者は、前項の規定により補助金の返還を命じられたときは、指定された納期までに補助金を返還しなければならない。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行日)

第1条 この要綱は令和6年(2024年)4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 要綱第5条第2項で規定する代理人の指定を受けようとする者は、施行日前においても、同第6条第1項の規定により、生ごみ処理機器等購入費補助金交付事務代理人申請書(第4号様式)を市長に提出することができる。

2 市長は、施行日前においても、前項の規定により申請があったときは、要綱第6条第2項の規定により、市が別に定める代理人の指定基準に基づき、代理人の指定の可否を決定し、生ごみ処理機器等購入費補助金交付事務代理人決定(却下)通知書(第5号様式)により申請者に通知することができる。この場合において、その指定を受けた者は、施行日において同項の規定による指定を受けたものとみなす。